

被扶養者の範囲

次に掲げる者のうちで、主として組合員の収入により生計を維持する者をいいます。

- 1 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 2 組合員と同一世帯に属する三親等内の親族で、前記1に掲げる者以外の者
- 3 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の子で、組合員と同一世帯に属する者

(注)後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上)となる者は被扶養者から除く。

【参考】

- ・主として組合員の収入により生計を維持する者
少なくともその者の生計費の大部分が組合員の収入に支えられている者のことです。
- ・同一世帯
組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいいます。
ただし、組合員の勤務の都合により一時的に別居している場合等は同一世帯とみなします。

被扶養者として認定されない者

次に掲げる者は、被扶養者として認定されません。

- 1 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
- 2 その者について当該組合員以外の者が地方公共団体、国、その他から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている者
- 3 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合で、社会通念上、その組合員が主たる扶養者でない者
- 4 年額130万円以上の所得がある者。
※60歳以上の者または障害年金決定者は、年額180万円以上の所得がある者。
- 5 前記4の所得は、被扶養者としようとするときにおける恒常的な所得の現況によって算定するものであるから、過去においてそれ以上の所得があった場合においても、現在所得がないときは、これに該当しない。
- 6 認定及び取消の所得要件の判定基準は、雇用条件や雇用形態等に基づき次の方法による。
 - (1) 月々の収入が一定している場合
その月額による。(130万円又は180万円の12分の1の額)
 - (2) 月々の収入に変動がある場合
概ね3ヶ月の平均月額による。
 - (3) 所得が年1回若しくは数回又は時期が特定しがたい場合(年金※ 利子、農業所得等)
年間所得による。
※公的年金及び個人年金も含む。